とかち新聞
主筆　松山明
（発行所）北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話1351番
本紙定価　1部20円　1カ月50円　1カ年前納500円

ようやく円満に解決か

足寄町対佐々木氏の農地裁判のあと始末

町有地と等価交換で

足寄町が原告となり足寄太の佐々木正勝氏を被告として昨年六月に高橋前町長が引きおこした町有農地明け渡し請求の民事訴訟事件のそのあと始末として問題の町有農地（元西小学校実習地二、八㌶余）と佐々木氏所有地との等価交換の話し合いがすすみ、このほど土地鑑定士による交換地積の評価鑑定もおわったので、近く町議会にはかつた上で円満解決に向うものとみられています。

片や財産保全、片や正当防衛で正面衝突

この事件は、戦後の六、三制によつて高等科がなくなつて西小学校の実習地は名目だけで先生方の野菜畑として使用していたものの面積が大きいのでその半分程度は地続きの専業農家の佐々木氏が賃借耕作していたところ、一昨年になつて町がこの土地を公営住宅の建設敷地にするから明け渡すようにとの通告があり、先生方はそれに従つて耕作はとりやめたが、佐々木氏は

一、十一人家族で七㌶余の保有反別なので営農上必要なのでこの土地を売渡してほしい

二、この土地を宅地にするには町道を新設しなければならず、その道路は土盛りとなるので利別川が増水の場合はこれによつて自分の家屋や農地が浸水の危険にさらされる

として町の宅地化に反対して耕作をつづける一方支庁、道にたいして実情を訴えて該地売渡しを申請して現地調査の結果、道としては宅地に転用の許可はできないが売る売らないは町の意向によるとして調停あつせんに入り、昨年五月になつて差しあたり佐々木氏にたいして〇、六㌶の耕作権を認める案が示されて一応この案に双方が諒承して解決の方向にあつたが、残地の二、二㌶をめぐつて町側と佐々木氏とがふたたび対立状態となつたものです。

残地についても佐々木氏は町が必要とするときはいつでも返すから耕作させてほしいというのにたいして、当時の小関助役は『道の案だから〇、六㌶は認めるがそれ以外はいつさいまかりならん』として拒否、高橋町長も『残地は来年使用するために本年から整地しなければならないから貸せない』と突つぱねたので、佐々木氏としてはこのままでは町がブルドーザで一挙に該地を宅地化されては大変とばかりに同月十八日に全地の耕作にとりかかつたところ、町では直ちに該地に鉄線を張りめぐらせて立ち入り禁止の措置をとり、同日の町議会に裁判所にたいする立ち入り禁止、耕作禁止仮処分申請の議案を提出したものです。

これにたいして当時の小林議員（現町長）は『財産保全のために力での解決には理解できない、他にもまだ方法がある、話し合いを開してほしい』と主張してこの議案の上程、審議に反対して鳴海紳本議員らとともに退場してしまつたあと、十五対三の多数決で議決したもので、仮処分につづいておさだまりの訴訟に発展していつたものです。

高橋町長としては町有財産の管理保全を期さなければならない、佐々木としては地形上自己の家屋と農地を守るための正当防衛として該地の宅地化を防止しなければならないということで正面衝突となつたものです。

農耕以外に利用できない町有地

これによつて二、八㌶余の町有地は執行吏の管理にうつり、町は宅地化はできず佐々木氏も耕作はできないままに裁判がすすめられ一審（帯広）でも二審でも（札幌）でも町有地であることは明らかであり、被告の家屋や農地に浸水の危険があるとすればその時点で民法によつて妨害排除の措置がとれるとして、一応町側の勝訴となりましたが、この判決を不服として佐々木氏が最高裁判所へ上告したのが本年の四月で、その後の町長選挙で小林氏が当選するや

一、町長と町民とが裁判で争うべきではない

二、最高裁判所でも町側が仮りに勝訴となつたとしてもこのために五十万円近い血税が使われる

三、問題の二、八㌶余の土地が町有地であることは裁判をするまでもなくハツキリしており、仮りに勝訴になつたとしてもこの土地は佐々木氏の農地にかこまれた袋地にあつて宅地に転用することはできず町としては所有していても農耕以外には利用できない

四、佐々木氏は問題の公用廃止地の関係者であるばかりでなく、白糠線鉄道の用地として最大のつぶれ地該当者でもあるので争うべき相手ではなく町として協力を求めるべき関係にある

などの見地から小林町長と佐々木氏との話し合いがおこなわれて最高裁への上告を取り下げることになつたもので、その結果として町が必要とするのは宅地であり佐々木氏は農耕増反地が必要なので、この実情に即した解決策として、農耕にしか利用できない問題の町有地二、八㌶余と市街よりの宅地となる佐々木氏の所有地とを等価交換することにして、これを六月の町議会に報告して諒承をうけ、この交換地積については公平な第三者の評価にまつことにして八月の町議会で土地鑑定料を予算化して札幌市の土地鑑定士による現地調査がおこなわれてこのほどその交換地積が示され、その内容は次期議会に報告されますが町側のとり分は思つたより少なく佐々木氏の提供する分は意外に多いもようでお互いに一〇〇％に満足という結果ではなかつたようですが双方が専門権威の鑑定士に一任した手前上話し合いがつけば九月末にひらかれる町議会にこの交換を提案することになつています。

問題は訴訟費用

これが議決されれば小林町長によつて引きつがれた難問題のひとつがようやく解決するわけですが、その前に引つかかるのが訴訟費用の問題で、最高裁への上告取り下げによつて二審の判決が確定したのだから当然に訴訟費用は被告の負担になるがこれをどうするかで、この点が農地裁判のあと始末として町議会での論議の的となりそうです。

（以下第二面へ）

社説

ありがたくない遺産

（一）

十二年前の町村合併による初代の足寄町長だつた川上貞雄氏の末期は中間駅問題とつり橋問題などでカナエの軽重を問われて一騎討ちの結果、高橋安蔵氏に二代目のバトンがタッチされた当時は、今ほどの難問題の〝遺産〟を残したとも思われなかつたが、三代目の小林弘道氏にたいしてはかなりのありがたくない〝遺産〟がプレゼントされています。

（二）

それは公用廃止地問題であり、役場庁舎敷地問題であり、元西小実習地問題でもありましようが、それらが未解決の難問題としてとり残された最大の理由は町や個人の利害関係によつてスッキリと処理されなかつたこと、町長と町民とが相争うという形でことがすすめられたことで、次元の低い政治姿勢がもたらした失敗の〝申し子〟であつて町長の座が変らなければならない条件にあつたということができましよう。

（三）

とにかく町長自らが国道つぶれ地の補償は金では承知しない、代替地でなければというのでは、とても白糠線鉄道が本決まりとなつて用地問題に直面する今日の町長としては不向きだつたわけで、これまでの高橋方式を百八十度に転回するのでなければ難問題の解決はあり得ないのであつて、そのための町長選挙の審判であつたともいえましよう。

（四）

それにもかかわらず町議会には依然として過去の失敗した方式を推進してきた人々に反省もなく、未だに失敗としての自覚もなく旧来のロウ習を固執しようとしており、これらの勢力に遠慮、気兼ねして遅々としてすすまないのが公用廃止地問題であろうし、町長選には敗北したが役場庁舎敷地問題での切り返し攻勢で小林町政をゆさぶつてもいます。

（五）

元西小実習地をめぐつての農地紛争に百万円近い血税を使つての裁判沙汰で町の得るものはなにがあつたのかということですが、それでもあれは当時としては違法行為にたいする正当な措置だつたと自負している向きもあり、小林町長が円満解決をはかろうとすればするほど難癖をつけようとする向きあるようですが、親（町長）が子供（町民）を法廷につき出してなんの自慢となるのかということであつて、町民が困ろうが苦しもうが役場の財産を遊ばせておいてもこれを握つてさえいればよいのだというバカげた町民の代表が存在していることです。

（六）

この四月までの足寄町政というものは、対内的には町民との紛争の連続、対外的には道や国の諸機関からの信用の失ついを招いていて『足寄は困つたものだ』との定評が通り相場のヤンチヤぶりを発揮してきたもので、この暴走する脱線列車を軌道に乗せて安全運転をはかるための町長、町議改選だつた筈であり、そのために新理事者新議会による新体制で建て直しがすすめられているにもかかわらず依然として過去の失敗にたいする反省もなくこれを正当化しようとして暴走運転の夢を追いつづけてありがたくない遺産を温存することは許されないことです。

有限会社 鈴木鋸刃物店
新型チエンソー販売！
米国製マツカラー　4、5馬力　83、000　8馬力　88、000
西独製　スチール　6馬力　100、000　6、5馬力　110、000
国産　共立エコー　5馬力　74、000　7馬力　86、000
米国製　ポーラン　6馬力　90、000　7馬力　107、000
各機種チエン在庫豊富
値下げ断行！
―（置戸ガツチヤー入荷）―
足寄町大通り　電話307番

家具と建材のデパート
新店舗落成！
あなたの快的で豊かな住いと暮しのためにご用命をお待ちいたします！
佐藤家具建材店
足寄駅前　電話221番

技術に生きる
HIS MASTERS VOICE
世界のマーク
ビクター
テレビ
ラジオ
ステレオ
レコード
有限会社 ミネデンキ
足寄劇場前　電話142番